

IT豆知識

ドメインのしくみ

ドメインとは、インターネットに接続されたコンピュータが属する「ドメイン（領域）」を表す文字列のことで、URL（ホームページアドレス）や電子メールアドレスとして利用されます。「ドメイン=インターネット上の住所」と考えるとわかりやすいでしょう。

ちなみに、本来この「住所」は、IPアドレス（例：192.168.1.2）と呼ばれる数字によって表されていました。しかし、数字の羅列だけでは覚えにくいという事情により、IPアドレスを文字、すなわち「ドメイン」で表すようになりました。

【ドメインの例】

URLの場合

<http://www.abcdefg.co.jp>

電子メールアドレスの場合

xyz@[abcdefg.co.jp](http://www.abcdefg.co.jp)

次に、ドメインの構成ですが、右側（最後尾）から順にレベル分けされており、それぞれにいくつかの種類があります。一般的な構成を例に、ドメインの見方をご紹介します。

【例】www.abcdefg.co.jp

① ②③

- ①第3レベルドメイン。個別名称（会社名・団体名など）を表します。
- ②第2レベルドメイン。組織（業種・業態など）を表します。たとえば、co（company：一般企業）・ne（network：ネットワークサービス提供者）・or（organization：会社以外の団体）などがあります。
- ③トップレベルドメイン。国別・一般などがあります。国別ドメインはjp（日本）・kr（韓国）・ca（カナダ）などで、どの国で登録されたドメインかを意味しています。一般ドメインにはcom・net・orgなどがあり、これらは地理的な関係なしに世界で使えます。

宮城県商工会連合会

嘱託専門指導員 志水 麻木

税のひとくち知識

相続時精算課税制度のあらまし

平成15年1月1日以後財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択できる場合

（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- ・財産を贈与した人 ⇒ 65歳以上の親（贈与者）
- ・財産の贈与を受けた人 ⇒ 20歳以上の子である相続人（受贈者）（子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます。）

◎相続時精算課税を選択する場合

①贈与財産の価額から控除する金額 特別控除額2,500万円
前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となります。

②税率 特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率
贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）を加算して相続税額を計算します。

其の際、既に支払った贈与税額を相続税から控除します。
なお、控除しきれない金額は還付を受けることができます。

なお、詳しいことは、最寄の商工会にお尋ね下さい。

宮城県商工会連合会

嘱託専門指導員 星 武夫

商工会員・ご家族・従業員の福利厚生プランのための
生命傷害共済（傷害総合保険＋病气入院見舞金制度）・所得補償共済（所得補償保険）
建設総合補償共済

商工会福祉共済制度

※お問い合わせはもよりの 商工会へ

あるいは直接取扱い代理店 有限会社 みやぎふるさとサービスへ

TEL 022-216-2358